荒川区告示第207号

令和　8年5月28日

荒川区長　滝口　学

　下記の納税義務者は、住所、居所、事務所及び事業所が明らかでなく、又は外国においてすべき送達につき困難な事情があるため、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２及び荒川区特別区税条例（昭和３９年荒川区条例第４５号）第６条の規定に基づき、下記のとおり公示送達をします。
　これらの書類は、税務課納税促進係で保管しておりますので、その送達を受けるべき者にはいつでも交付いたします。

根拠法令	氏名または名称
国税徴収法第47条、国税徴収法第54条	SRIANUTACHAI RATIKORN
国税徴収法第47条、国税徴収法第54条	OZEL　CEM
国税徴収法第82条	FENG　JUNYE
国税徴収法第47条、国税徴収法第54条	BIST MANJU

　この掲示を始めた日から起算して７日を経過したときに、上記書類の送達があったものとみなします。